

○疑義照会回答（国民年金 適用）

1. 国民年金被保険者資格取得申出書…………… P 1 整理番号 1～2
2. 国民年金第 3 号被保険者該当関係届…………… P 2 整理番号 1
3. 国民年金被保険者住所変更報告書…………… P 3 整理番号 1

疑義照会回答（国民年金 適用）

| 制度 | 区分 | 整理 番号 | 質問 | | | 回答 |
|------------|-------------------------|----------|---------------------------------|--|---|--|
| | | | 案件 | 照会に関連する 法令、条文 | 内容 | |
| 国民年金 適用 | 国民年金被保 険者資格取得 申出書 | 1 | 海外任意加入 者に係る資格 喪失について | 国民年金法附則 第5条第1項第3 号、第5条第9 項第4号 | 国民年金法附則第5条第1項第3号に該当する任意加入被保険者（以下「海外任意加入者」という。）が保険料を滞納した場合、同法附則第5条第9項第4号により「保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき」に被保険者の資格を喪失するとありますが、資格喪失年月日、事務処理手順、方法等について、ご教示願います。 | 海外任意加入者の資格喪失年月日については、任意加入後初めて滞納した月分に係る保険料の徴収権が時効により消滅した日の翌日になります。 なお、具体的な取扱いについては、国民年金法附則第5条第9項第4号の規定により資格喪失処理を行い、本人又は国内協力者にお知らせ文書を送付することになります。 また、お客様が加入手続きを行う際に資格に関する制度を十分に説明してください。 |
| 国民年金 適用 | 国民年金被保 険者資格取得 申出書 | 2 | 国民年金申し 出受付事務の 受付日につい て | — | 行政機関が土曜日、日曜日及び祝祭日の休日に当たり閉庁となっている場合における以下の申出の取扱いについて (1) 高齢任意加入において、月末に満六十歳到達になる者で、当日が市町村役場が閉庁のため、満六十歳到達月からの高齢任意加入が不可能な者の扱いについて (2) 付加保険料の申出日権利発生日の月内がすべて市町村役場が閉庁であるため、第1号取得月からの付加保険料申し出が権利発生日には不可能な者の取り扱いについて | 「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年12月法律第91号）第2条により、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすことが可能です。（なお、閉庁日の翌日に提出があった届書等については、期限内に提出があったものとして取り扱うこと。） |

疑義照会回答（国民年金 適用）

| 制度 | 区分 | 整理 番号 | 質問 | | | 回答 |
|------------|--------------------------|----------|--|------------------|--|---|
| | | | 案件 | 照会に関連する 法令、条文 | 内容 | |
| 国民年金 適用 | 国民年金第3 号被保険者該 当関係届 | 1 | 配偶者の第四 種被保険者期 間の訂正に伴 う第3号被保 険者期間の取 扱いについて | — | 配偶者の厚生年金保険記録が判明した場合、第四種被保険者期間を 取消（訂正）することになりますが、その取消（訂正）された期間に ついて本人の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間に種別変更す べきでしょうか。 | <p>第四種被保険者の資格喪失については、旧厚生年金保険法第17条第 1項第2号に「…規定する被保険者期間を満たしたときに被保険者の 資格を喪失する。」と規定されています。厚生年金保険記録が事後的に 判明した場合は、第四種被保険者期間の取消（訂正）を行い、納付済 みの保険料については還付することになるため、第四種被保険者期間 を取消又は訂正した期間については、被保険者としてみなすことはで きません。</p> <p>そのため、配偶者の第四種被保険者期間が取消（訂正）された期間 は、第四種被保険者の加入事実そのものがなかったものとなり、当該 期間において第3号被保険者として取り扱われていた被扶養配偶者に ついては、第2号被保険者の被扶養配偶者としての条件を満たさない ため、第1号被保険者に種別変更することになります。</p> |

疑義照会回答（国民年金 適用）

| 制度 | 区分 | 整理 番号 | 質問 | | | 回答 |
|------------|-----------------------------|----------|---|-----------------------|---|---|
| | | | 案件 | 照会に関連する 法令、条文 | 内容 | |
| 国民年金 適用 | 国民年金被保 険者住所変更 報告書（転出） | 1 | 国民年金被 保険者の住 所を成年後 見人の住所 で登録する ことについ て | 民法第 858 条、 第 859 条 | 過去の疑義照会回答に「成年被後見人にかかる国民年金保険料の納付手続き及び支払いについては、成年被後見人が行う職務であるものと思慮することができるため、別送扱いすることができる」とありますが、別送扱いをすることで勸奨状が送付されない等の不利益が生じるため、被保険者の住所を保佐人の住所で登録することが可能かどうかご教示願います。 | <p>成年後見人は民法第 858 条において、財産に関するすべての法律行為について代理権が与えられていますが、保佐人及び補助人（以下「保佐人等」という。）に与えられる代理権については、民法第 876 条の 4 及び民法第 876 条の 9 により、申立て範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」に限られています。</p> <p>また、国民年金保険料納付書の発送については、被保険者あてに発送するほか、成年後見人に対しても発送することが可能ですが、保佐人等に対して発送する場合については、家庭裁判所の審判書又は法務局の登記事項証明書の原本などにより特定の法律行為の確認をしていただき、国民年金保険料等の支払に関する法律行為について代理権が与えられている場合は、保佐人等に対しても納付書を送付することができます。</p> <p>本件については、登記事項証明書に「定期的な支出を要する費用（賃料、公共料金、ローン返済金等）の支払及びこれに関する諸手続き」についての記載があるため、保佐人等あてに納付書の送付が可能ですが、納付書の送付方法については別送扱いのほか、申立てにより国民年金ファイルの住所を保佐人等の住所に変更して直接保佐人等あてに送付する方法が考えられます。</p> <p>しかし、国民年金ファイルに登録されている住所については、国民年金保険料納付書の送付以外にも使用するものであるため、特定の法律行為にて定められた範囲が国民年金法に関する諸手続き事項（資格関係、年金請求、年金受給に関することなど）について定められていることを確認の上、住所変更を行ってください。</p> <p>なお、住所変更手続きについては、年金事務所等において登記事項証明書又は審判書等の原本を確認の上、写しを住所変更届に添付して提出していただき、登録する住所の最後に「後見人（他に「保佐人」「補助人」等）〇〇〇〇様方」と入力してください。</p> |